

伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センターの指定管理者の指定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市緑ヶ丘 1 丁目 70 番地
名 称 緑ヶ丘センター管理運営委員会
代表者 会長 三谷 稠

2 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 12 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センターの効率的かつ効果的な管理運営を通して、地域コミュニティ活動の推進に資することを目的として、地元住民により設立された団体